

育休制度について 『知っていますか？ 産後パパ育休制度』

ライフサポート部
活動報告 第88報
職場環境を考える

パパ育休について知っていますか？ニュースなどでもよくみかけるようになったと思いますが、その内容について知らないことも多いのではないかと思います。今回は育休とは別の男性の産休とも言える「産後パパ育休」の概要について簡単に説明したいと思います。

「産後パパ育休」は、男性の育児参加を促進するために2022年10月1日に施行された新しい休業制度です。
正式名称は「出生時育児休業」といいます。



1. 目的と対象者

(目的) 主に男性労働者が、子の出生直後の特に大変な時期に育児に積極的に関わられるように支援することを目的としています。これにより、女性の産後の身体的・精神的負担を軽減し、夫婦での育児分担を促します。

(対象者) 原則として男性労働者が対象で、労働契約の期間が定められている有期雇用労働者も対象となります。

2. 取得期間と分割取得

(取得期間) 予定日もしくは、出産日のいずれか早い日から産後8週間以内（出産日を含む）に、最大4週間（28日間）まで取得できます。

通常の育児休業との違い：この制度は、子が1歳になるまで取得できる通常の育児休業とは別に取得できる独立した休業制度です。

(分割取得) **取得期間を2回に分割して取得することが可能**です。ただし、分割して取得する場合は、初回の申請時に、出生後8週間のうちいつ休業し、いつ就業するかをまとめて申し出る必要があります。

3. 給付金

産後パパ育休を取得した場合、条件を満たせば以下の2種類の給付金を受け取ることができます。

①育児休業給付金：

支給額：休業開始から180日間は67%、181日目以降は50%の給付率で算出されます。休業中に給与が支払われた場合、その金額に応じて給付金が減額されたり、支給されなくなったりすることがあります。

活動報告 II ライフサポート部

②出生後休業支援給付金（2025年4月1日施行）：

子の出生直後の休業期間の経済的支援を強化し、育休取得者の手取り額を実質100%に近づけることを目的とした新しい給付金です。

被保険者（育休取得者）と配偶者が、子の出生日または産後休業後8週間以内にそれぞれ14日以上の育児休業を取得することなどが条件です。

支給額：最大28日間、従来の育児休業給付金（休業開始時賃金の67%相当）に加えて、休業開始前賃金の13%が上乗せ支給されます。これにより、給付率が合計80%となり、社会保険料の免除と合わせて**実質的な手取り額が休業前の100%相当になる**とされています。

ちなみに・・・

いわゆる「育休」「子の看護休暇」「時短勤務」なども男女ともに適用されています。

令和7年は、両立しやすくするための改正が行われています。

（例えば）

*事業者は、制度の取得促進と取得後の両立に関する制度取得の意向確認が義務に。

「取らないよね？」はNGです。

*「子の看護等休暇」は**小学3年生まで**取得可、看護以外の取得**要件拡大**（入園・入学式など）

*あくまでも概要なので、対象や申請方法等詳細に関しては職場や厚生労働省のHPなどで確認してください。



Gift

オリジナルカーシート
(150センチ程度まで)

日本ウイール・チェアー株式会社
〒188-0014 東京都西東京市芝久保町2-22-31
TEL 042-463-1511 FAX 042-463-3730

そのほか当社では
福祉用具レンタル・販売
も取り扱っています



MAKERS OF PERFORMANCE PROSTHESIS & ORTHOSIS

SP-i 湘南義肢研究所

整形靴から義足、車いすまで



神奈川で半世紀
これからも気分の上がる装具をお届けします！

最新情報はFacebookで

横須賀市小川町27 TEL 046-822-6722 <https://www.sp-i.net>

